

財団法人福島県国際交流協会

# 第3期運営基本計画

(平成18年度～22年度)

平成18年3月

## 目次

1	はじめに	2
	(1) 設立目的	
	(2) 組織的特徴	
	(3) 県、市町村国際交流協会、NGOとの役割分担と地域からの期待	
2	今回の策定にあたって	3
	(1) 趣旨	
	(2) 目標年度	
	(3) 策定方法	
3	県民の声と社会情勢の変化	3
	(1) 県民の声	
	(2) 今後5年間の予想される社会情勢の変化	
4	前計画の評価	6
	(1) 重点目標の自己評価	
	(2) 運営についての自己評価	
	(3) 福島県公社等外郭団体点検評価委員会の評価	
5	今後の事業基本方針	11
	(1) 基本目標	
	(2) 事業体系	
	(3) 重点事業	
	(4) 事業の目標指数	
6	今後の経営基本方針	15
	(1) 財源	
	(2) 組織体制	
	(3) 経営の目標指数	

## 1 はじめに

### (1) 設立目的

---

本協会は、「県民の国際交流に関する幅広い分野の活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域の活性化及びより豊かな県民生活の実現に資することを目的とする。（本協会寄付行為第3条より）」

#### ※国際交流

本計画における「国際交流」とは、世界各国の人的交流を通じて、友好親善、相互理解、異文化理解、言語学習、地域や地球の課題解決に向けた取り組み、及び在住外国人との支援と共生などを目的とした幅広い活動をさす。なお、海外との貿易、観光などの産業経済ベースの活動は含まない。

### (2) 組織的特徴

---

本協会は、県の公益法人として県全体の公益と県全体への波及効果が求められるが、行政と比較して次の組織的特徴を持つ。

#### ■官と民の中間組織

組織的に官（行政）と民（民間）の間に位置するため、官と民の調整や多様な組織や個人との連携が可能である。

#### ■柔軟性と機動性

法人として独立した意思決定機能を持つため、行政よりも柔軟で機動性の高い対応ができる。

#### ■専門性と継続性

ノウハウを蓄積したプロパー職員を持つため、高い専門性を継続することができる。

### (3) 県、市町村国際交流協会、NGOとの役割分担と地域からの期待

---

#### ■県（国際交流グループ）

県は、県内全般における国際化推進の総合企画、調整機関として、各関係部署間のネットワークづくりなどの調整や、大規模で広域的な国際化施策を展開する。

#### ■市町村国際交流協会

市町村国際交流協会は、地域に密着した住民に身近かな国際交流事業を実施する機関として、管轄地域の国際化施策を企画実施する。

#### ■NGO

NGOは、自らの目的を達成のための事業を企画実施する。

#### ※NGO

本計画における「NGO」とは、前記の「国際交流」に関わる活動をしている非営利の民間団体をさす。

## ■ 県国際交流協会

県国際交流協会は、設立趣旨とその組織的特徴から、県や市町村国際交流協会、NGO等では実施が難しい事業の実施と役割を担うことが地域社会から期待されている。

### □ 先導的事業の協働事業による国際交流の推進

県では対応が難しいきめ細やかで機動性の高い事業や、県の各部署や市町村の行政区を越えた横断的的事业、市町村国際交流協会やNGO等の模範となるモデル事業、及び社会的課題を予見した先駆的的事业を企画実施する。

なお、実施においては関係機関と協働して取り組み、その機関で実施できるようになったものはその機関に任せていき、新たな先導的的事业を実施していくことで、国際交流を推進していく。

### □ 国際交流に関わる各主体の主体的活動のサポートと主体間のコーディネート

行政とNGOやNGO同士のネットワークの調整や、人材育成、情報及びノウハウの提供などを行うことで、市町村国際交流協会やNGOなどの活動をサポートする。

また、県民や外国籍住民、NGOのニーズを適時に把握し、行政に政策提言する。

## 2 今回の策定にあたって

### (1) 趣旨

平成13年3月に策定した第2期の運営基本計画の見直しを行い、県民の声と時代潮流に合った新たな第3期運営基本計画を策定する。

### (2) 目標年度

平成18年度から平成22年度までの5年間の計画とする。

### (3) 策定方法

評議員、理事等の意見を調整し、評議員会、理事会を経て決定する。

なお、策定にあたっては、県民の声や社会情勢の変化、前計画の評価を踏まえる一方、県の「うつくしま国際施策基本計画」との調整を図った。

## 3 県民の声と社会情勢の変化

### (1) 県民の声

#### ■ 外国籍県民アンケート

平成17年6月に実施した無作為抽出による外国籍県民500人へのアンケート結果で、上位を占めたものは、次のとおりである。

- 県民の外国人に対する偏見・差別意識をなくすこと
- 外国人の権利や法的地位を高めること
- 在住外国人と日本人が交流できる機会を増やすこと

#### ■NGOアンケート

平成 17 年 9 月に実施した本協会NGOダイレクトリ登録団体 177 団体へのアンケート結果で、上位を占めたものは次のとおりである。

- 国際交流や途上国の開発援助に取り組む県民を援助すること（人材育成、ネットワーク支援、助成金や補助金）
- 在住外国人と日本人が交流できる機会を増やすこと
- 外国人に対する差別や差別意識をなくすこと

#### ■ふくしま多文化共生社会推進ワークショップ

平成 17 年 7 月から 10 月にかけて、企業や市町村、教育機関、医療機関などで活躍している 7ヶ国 14 名の外国出身県民が市町村担当職員と「教育」及び「地域コミュニティ」をテーマに意見交換した中で提案された内容は下記のとおり。

- 外国出身児童生徒の学校生活への早期適応とその保護者との意思疎通を図ること
- 外国(人)に対する偏見をなくすための教育の機会を増やすこと
- 外国出身者との積極的な関わりを増やすこと
- 多言語化の優先分野は、教育、医療及び福祉の順であること

## (2) 今後 5 年間の予想される社会情勢の変化

---

### ■世界、日本の変化

- インターネットによる情報の受発信やネットワーク化がますます浸透する。
- グローバル化によりグローバルスタンダードと称される欧米的価値観や文化習慣が広がったことへの危惧から、逆に自国の文化や価値観への関心が高まる。
- 団塊の世代が定年の時期を迎え、ボランティア活動としての担い手の増大とその高年齢化が進む。
- 同時多発テロや感染症、大規模災害など国の枠組みを超えた世界規模の問題の多発が見込まれる。
- 平成 17 年の京都議定書の発効により、国レベルでの温暖化ガスの削減対策が義務づけられたことにより、国を挙げての環境問題への取り組みが活発になる。
- 平成 17 年より日本政府が提唱した国連キャンペーン「持続可能な開発のための教育（ESD（イー・エス・ディー）の 10 年）」が始まり、平成 17 年度末には、政府より ESD 実施計画が発表されることから、ESD への取り組みが活発になる。

### ※ESD

ESDとは、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の頭文字を取ったもの。「持続可能な開発」とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことを意味する。これは、すべての人が公平に、健康で文化的な生活を営むために必要な開発を世界が協調して取り組み、かつ、その開発を資源の有限性、環境容量の制約、自然の回復力を意識した節度あ

るものとし、将来世代への持続する社会づくりである。即ち、環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていく新しい「開発」のあり方が「持続可能な開発」である。(環境省、外務省、文部科学省同時発表の「国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画面案」より抜粋)

このために、個人個人のレベルで地球上の資源の有限性を認識するとともに、自らの考えを持って、新しい社会秩序を作り上げていく、地球的な視野を持つ市民を育成するための教育に期待が寄せられている。「持続可能な開発」を進めていくために、あらゆる領域から、学校教育、学校外教育を問わず、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する必要がある。この教育の範囲とは、環境、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権教育、国際理解教育、貧困撲滅、識字、エイズ、紛争防止教育など多岐にわたるものである。(文部科学省ホームページより抜粋)

- 平成17年のグリーンイーグルズサミット(G8サミット)で対アフリカ支援の倍増が合意されたことにより、国際協力においてアフリカ支援が活発になる。
- 平成17年の法務省の「第3次出入国管理基本計画」において、専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受け入れの推進が提示され、しかも平成17年には日本の人口がマイナスに転じたことにより介護士、看護師、医師などといった専門技術を持った労働者が増えるとともにその定住化が進む。
- 平成17年に総務省で「多文化共生の推進に関する研究会」が発足され、年度末にはその報告書が発表されることから、自治体レベルでも「多文化共生」への取り組みが浸透する。
- 平成17年文部科学省の「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」の中で「国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要」という提言が出されたことにより、国際理解において単なる知識の習得から態度技能の変容をねらいとする教育が浸透する。

## ■ 県内の変化

- 外国出身者の増加と定住化に伴い、様々な社会的課題が拡大する。
  - ・ 在留資格の上位4位はすべて就労の制約がないことや、「研修」から「特別活動」への切り替え、資格外活動の許可などから、子ども以外の外国出身者の多くは働いており、労働面での課題が拡大する。
  - ・ 国際結婚等で来日した外国出身女性が数年後に母国に残してきた子どもを呼び寄せ学校に入れるケースが年々増加傾向にあることから、教育面での課題が拡大する。
  - ・ 外国出身者の高年齢化に伴う医療、介護、保険など医療福祉面での課題が生じてくる。
  - ・ 外国出身者に対する偏見差別や、外国出身者との価値観、生活習慣の違いから、日常生活での人権の問題や文化的な摩擦が増大する。
- 総合的な学習の時間の導入から4年が過ぎ、学校において国際理解をテーマにした授業が定着したが、その内容の多くは異文化理解、英語活動に留まっている。今後は人権、環境や国際協力、異文化コミュニケーションといった幅広い分野や内容に

進展していく。

- 平成 17 年度に福島大学に日本語教員養成コースが新たに設置されたことに伴い、今後、大学の公開講座による日本語ボランティアの育成や、養成コースの実習先としての日本語教室との連携、大学を拠点とした学校教育と日本語教室のネットワーク化など多様な事業の展開が期待される。
- J I C A 二本松が、本県における国際協力に関わる N G O 支援に力を入れてきており、今後 J I C A と N G O の連携がますます強くなることが期待される。
- 平成 11 年に福島空港の韓国ソウル定期便が就航し、平成 17 年には日韓国交正常化 40 周年と同時に韓国ブームがピークを迎えたことにより、県内の韓国に対する興味関心が高まり、また平成 17 年度末には韓国との人的文化的交流を目的とする N P O 法人も設立される動きがあるなど、今後ますます民間レベルでの韓国との交流が盛んになる。
- 平成 11 年に福島空港の中国上海定期便が就航し、平成 16 年には福島県上海事務所が開設されたことにより、今後、人的文化的交流も盛んになる。

## 4 前計画の評価

### (1)重点目標の自己評価

#### 県民の地球市民学習を支援する

##### ■ 主な成果

- 国際理解＝英語活動、異文化理解に偏りがちな現状の中で、地球市民をテーマに 4 つの授業案を独自に開発し、出前教室として県内の小中高校にて実施することで、地球市民学習のモデル授業を広く県民に提示できた。
- 地球市民教育のための指導者向け研修会を教員、N G O、教育学部学生等を対象に年数回実施し、担い手の育成を図った結果、研修会参加者の中で任意団体「グローバル教育研究会ふくしま」が発足し、定期的に勉強会を実施し、その成果を教育現場や県や本協会が行う国際理解講座等で生かしている。
- 地球市民教育の人的資源として、外国出身者を中心とした人材バンクを整備し、その人材のスキルアップのための研修を行ったことで、より質の高い人材の紹介を行うことができた。

##### ■ 問題点と今後の課題

- 地球市民教育から、さらに広い概念の「持続可能な開発」をテーマにした新たな授業案を開発し、その普及啓蒙に取り組む必要がある。
- 出前教室を単発授業から開かれた公開授業にするなど、より高い波及効果を上げるべくその手法の見直しの必要がある。
- 指導者研修会における参加者の固定化が始まっていることから、今後は P T A や社会教育、企業等新たな対象者を開拓し、参加者の分野を広げる必要がある。
- 人的資源については、地球市民や外国出身者という観点だけでなく、後述する多文

化共生社会推進の担い手という観点も含め、広い範疇での担い手として、その人材育成と活用を図ることで、県民主体の活動を推進する必要がある。

#### 多様な文化背景を持つ人々との相互理解・相互協力を支援する

##### ■ 主な成果

- 外国出身県民 14 名が行政との対話等を盛り込んだワークショップを行い、「教育」や「地域コミュニティとの関わり」に関する提言をまとめた多言語版の報告書を作成し、知事に提言するとともに関係機関に配布することで、外国出身者と行政及び地域をつなぐ第一歩とすることができた。
- 地域の担い手育成のための 1 年間通じての研修会を実施した結果、その参加者有志で任意団体「多文化共生ネットワーク」が発足し、その成果を県や本協会が行う国際理解講座等で生かしている。

##### ■ 問題点と今後の課題

- 外国出身者との相互理解を目的とした独自の講座を開発し、出前講座として県内各地で実施したものの、前述の県民アンケートでは「外国人に対する差別や差別意識をなくすこと」が未だに一番の課題になっており、今後も手法を改善しながら効果の上がる取り組みを行う必要がある。
- 今後も外国出身者と行政や地域との対話の場をなるべく多く設定することで、外国出身県民の実態を把握するとともに、その課題解決に向けて取り組む必要がある。

#### 多様な文化背景をもつ人々の社会参加を支援する

##### ■ 主な成果

- 平成 14 年度から中国語相談員を常駐させ英語及び中国語による生活相談窓口の整備や多言語行政サービスの提供に努めた結果、相談件数が常駐前と比較して 6 倍弱に増えた。
- 日本語教室未開設の市町村に対し働きかけを行ったことで、この 5 年間で 13 の教室が新設された。
- 外国出身県民との共生のためのサポーター養成講座を実施した結果、11 名の外国出身者が登録し、社会参加のひとつの窓口を広げることができた。

##### ■ 問題点と今後の課題

- 外国人アンケートでは未だに「日本語教室が必要である」が 84%と高い要望があることから、今後も未開設地域の日本語教室開設に向け強力に働きかけを行っていく必要がある。
- 外国出身者を取り巻く課題は、労働、教育、福祉、医療など多岐にわたることから、関係機関との連携をさらに充実していく必要がある。
- 外国出身者の社会参加をより円滑に進めるために、外国出身者自身のエンパワーメント(自立心)を高め、支援から共生の考え方をより啓蒙普及していく必要がある。

## 先導的事業や連携事業を実施し、国際交流の推進を図る

### ■ 主な成果

- 外国出身児童生徒のサポート事業を市町村教育委員会等と連携して実施し、外国出身生徒の早期適応の一助を担うことができた。
- 外国出身者と県及び市町村など行政との話し合いの場を設けたことで、今後、各市町村が行政施策を行う上で参考となるものを提示できた。
- 各事業実施においては、実施地域の市町村国際交流協会やNGOとの共催を積極的に行ったことで、徐々に単独で同様の事業が実施できるようになってきた。

### ■ 問題点と今後の課題

- 市町村国際交流協会やNGO等の模範となり、かつ、一步先を見通した事業を実施することにより、より一層多様な国際交流を推進する必要がある。
- 国際交流の関わる分野は、今後ともますます多様化が予想される中、関係機関との連携や関係機関同士の調整を積極的に進めていく必要がある。

## 県民の自主的活動を振興する

### ■ 成果

- 本協会事業への参加がきっかけとなり、また本協会のサポートにより、新たに5のNGOと2つの市町村国際交流協会の発足、及び13の日本語教室の開設に寄与することができた。
- 地球市民フェスティバルの実施を通じて、県内NGO等の活動発表の場を提供することができた。

### ■ 問題点と今後の課題

- 国際協力に関わるNGO支援については、JICA二本松が同様の事業を展開するようになってきたため、本協会はそれ以外の分野でNGO活動のサポートに重点をシフトしていく必要がある。
- 地球市民フェスティバルは本協会が事務局を担って5年間実施してきたが、今後は、NGO等が主体的に本事業を実施できるよう、そのサポートのあり方を方向転換していく必要がある。
- 地域住民に密着した事業は市町村国際交流協会が担っていることから、その担当職員を対象にした研修会を実施していくことで、ノウハウの伝達をタイムリーに行い裾野拡大を図っていく必要がある。

## (2) 運営についての自己評価

### 財源について

### ■ 成果

- 平成13年度末に基本財産運用を定期預金から10年国債に切り替えたことで、年間800万円弱の運用益を確保し、主にプロパー職員1名の人件費に充当することができた。

- 平成 17 年度に(財)福島県農業拓殖基金協会の解散に伴い、2,000 万円弱の残余財産を受け入れた。

#### ■ 問題点と今後の課題

- 賛助会費収入は、年間 200 万円を目標にしているものの、毎年達成できないことから、その増収に向け戦略的に取り組む必要がある。
- NGOへの助成金と留学生への奨学金を内容とする特定事業に係わる寄付金である「うつくしま地球支援募金」は平成 12 年度末決算額の約 400 万円と比較して平成 17 年度末決算(見込み)は約 160 万円と半減以上となっている。今後は事業内容の見直しを図ることで、より良質な特定事業への寄付金の増額を目指す必要がある。
- 平成 16 年度決算における総収入の約 70%が県からの補助金等となっており自己財源だけでは経営が成り立たない状態にある。自己財源の増収を図りつつも、その補助金の内訳を見るとその約 60%が県派遣職員の人件費で占めていることから、依存体質の脱却のための方策を検討していく必要がある。

### 組織体制について

#### ■ 成果

- 平成 14 年度より継続して、県教育委員会からは半年間の職場研修として現役職員を受入れ、また J I C A 二本松からは通年の国際協力推進員を受け入れたことで 2 名のスタッフを確保することができた。
- 平成 15 年度に評議員の見直しを行い、大学や NGO、社会福祉の分野の 4 名を新規の評議員とした。

#### ■ 問題点と今後への課題

- 現在 9 名の職員のうち、県派遣の役員及び管理職職員 2 名、プロパー職員 2 名、専門嘱託員 2 名、教員 1 名、国際協力推進員 1 名、県国際交流員 (C I R) 1 名と多様な立場の職員がいることで組織管理が難しいものの、一方その特徴を活かした効果的な人材の活用を進める必要がある。
- 職員 9 名のうち、プロパー職員は 2 名のみであるが、県協会事業の専門性継続性を鑑み、今後ともプロパー職員の増員に努める必要がある。
- 経理や庶務などの事務は、業務委託等により効率的な事務処理方法を検討すべきである。
- 評議員・理事等については、本来の諮問機関・決定機関としての役割が担えるよう、協会事業と密接に関係している NGO や外国出身者、教育機関等本協会の事業のあり方について実質的な議論のできる者を積極的に取り込んでいく必要がある。

### 施設について

#### ■ 成果

- 平成 14 年度より土曜日を開所するとともに備品等のレイアウトを変更するなどして、より県民に利用しやすい環境整備を努めた結果、以前より入りやすくなった、研修室が利用しやすくなった等の意見が寄せられた。

■ 問題点と今後の課題

- 研修室利用団体の固定化が始まり、本協会や他団体が使えないなどの支障が出てきているため、今後研修室利用のあり方を検討していく必要がある。

情報公開について

■ 成果

- 平成 15 年度に情報開示に関する要綱を、平成 16 年度には個人情報保護に関する要綱を制定し情報管理体制を整備した。
- 平成 15 年度より、事業予算・決算、事業計画・報告を本協会HP上で開示するとともに、平成 17 年度からは各事業報告を随時掲載した。

■ 問題点と今後の課題

- 今後とも本協会HP上を通じて情報開示に努める一方、個人情報の管理についても適切な対応に努めていく。

(3) 福島県公社等外郭団体点検評価委員会の評価

平成 17 年 8 月に実施された県の公社など外郭団体を民間の視点で評価する本委員会からは、「県の国際交流のための先導的役割を果たすため、様々な事業を展開していることは評価できる。」とした上で、主な改善すべき意見は下記のとおりである。

■ マネジメントサイクルによる主体的・自立的な公社等経営の確立

- 設立して 20 年近く経過した現在では、今後公社が先導的事業を自ら実施していくという方向性は転換する必要がある。
- 補助金等依存率が 80%であるなか、県の財政的支援を強く要望するスタンスから脱却し、NGO等な様々な主体が連携・協働していく形を目指すべきである。

■ 環境変化を踏まえた個別事業等の見直し

- 県、市町村、公社、NGO等の役割分担を明確化する必要がある。
- NGO等の育成に関わる支援や連携に関わるまとめ役的事業など、公社が本来行うべき事業、民間団体では行いにくい事業に徹すべきである。

■ 今後の方向性

- 自主財源確保に向けた具体的計画の策定。賛助会員については、広く公社の活動への賛同者が集まるよう努力すべきである。
- 理事は、出捐団体代表等ではなく民間からの適切な人材の登用等を検討する必要がある。

## 5 今後の事業基本方針

### (1) 基本目標

県民の声や社会情勢の変化、前計画の評価を踏まえ、今後 5 年間の基本目標を次のとおりとする。

## 多文化が共生する未来に持続可能な社会づくり

### ※多文化が共生する社会（多文化共生社会）

本計画における「多文化が共生する社会」とは、

- 出身国にかかわらず地域住民としての基本的行政サービスが受けられる社会
- 出身国にかかわらず地域住民として相互に理解し、尊重される社会
- 出身国にかかわらず地域住民として社会参画できる社会
- 多様な文化背景を持つ人々の新しい価値観や考え方が社会変革を生み出す社会

### ※持続可能な社会

本計画における「持続可能な社会」とは、

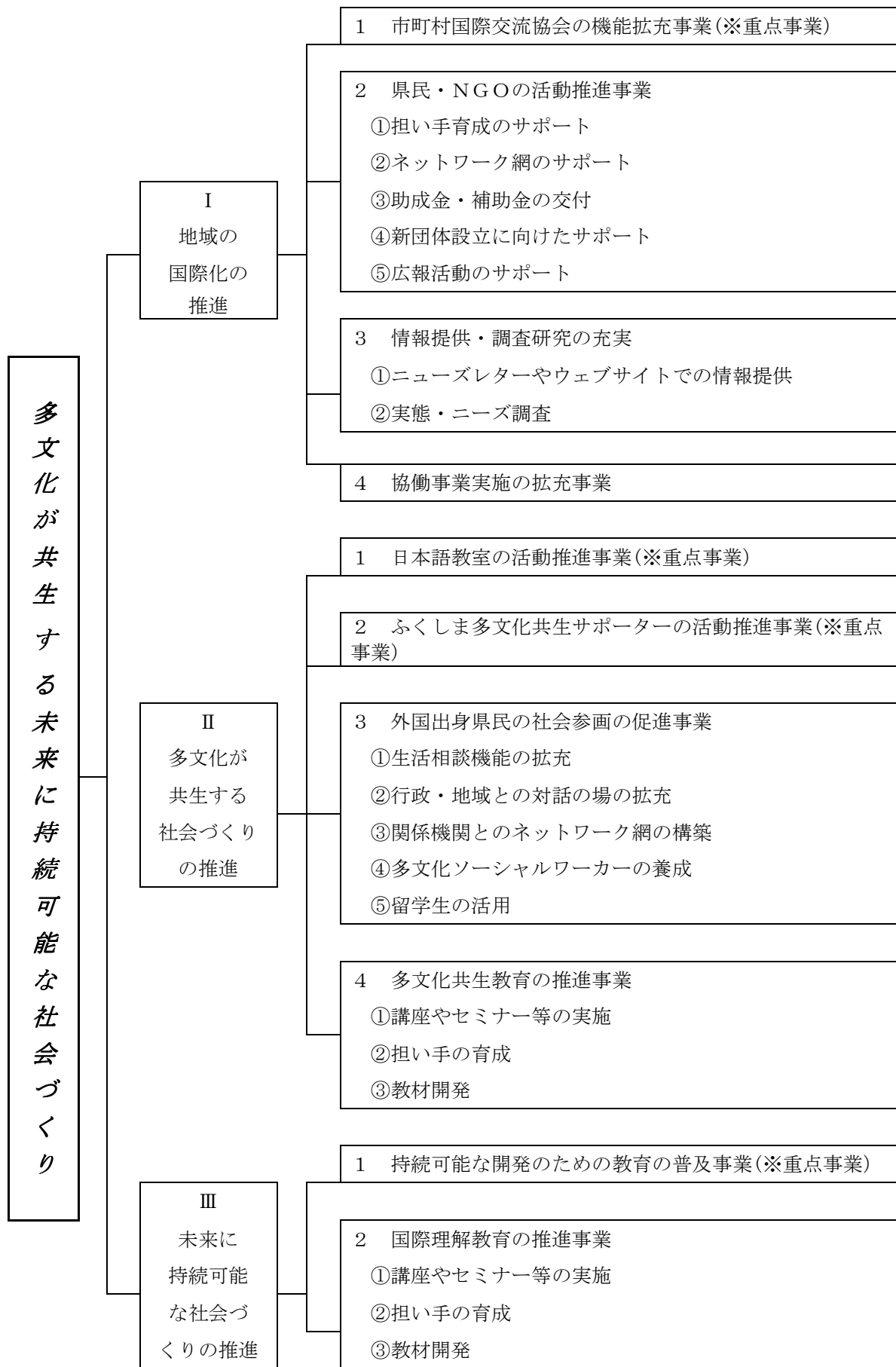
- 地域の自然環境、文化伝統、個性を守り育て次世代につなげている社会
- 次世代も含む全ての人々に、より豊かな生活をもたらすことができる社会
- 経済開発、社会開発（健康・教育・福祉の充実・文化振興など）、環境保全がバランスよくなされている社会
- 環境問題、貧困、差別、戦争といった世界が直面する社会的課題を地域の課題とリンクして解決に向け取り組んでいる社会

### (2) 事業体系

本計画は、基本目標を実現するため、次の事業体系により創意工夫し、より効果的に事業を展開する。

なお実施にあたっては、下記のこと留意して行うものとする。

- 様々な事業の実施を通じて、国際社会で通用する人材、すなわち地球市民の育成をめざしていく。
- 様々な場面で外国出身者との交流の機会を増やしていくことで、国際理解と外国出身県民への偏見差別の軽減を図っていく。
- 常に先導性の高い事業を企画し、関係機関と協働で事業を実施することを通じて、そのノウハウを関係機関に伝えていく。



### (3)重点事業

基本目標を実現するため、次の4つの事業を重点事業とする。

## 市町村国際交流協会の機能拡充事業 日本語教室の活動推進事業 ふくしま多文化共生サポーターの活動推進事業 持続可能な開発のための教育（ESD）の普及事業

#### 市町村国際交流協会の機能拡充事業

市町村国際交流協会は、地域住民にとって身近な組織であり、また常に地域住民の実態や課題に直面している組織である。そして、市町村における国際交流の総合窓口であることから、その機能拡充をサポートすることで、県全体への浸透を図る。

- 市町村国際交流協会の資質向上
  - 担当職員向け研修会の実施を通じての人材育成
  - 協会間のネットワーク網の構築
  - 協働事業の実施を通じてのノウハウの移転
- 市町村国際交流協会の数の増加
  - 協会未開設市町村への開設に向けた働きかけとそれに向けてのサポート
- 市町村への啓発
  - 自治研修センターの研修項目への参入に向けた働きかけ

#### 日本語教室の活動推進事業

地域の日本語教室は、外国出身者が日本語を学習することを通じて、地域への定着と地域社会との相互理解が図れるとともに、外国出身者同士の交流の場としての意義がある。

一方、日本語教室は、外国出身者の実態や課題などを認識している最前線にあることから、本協会の多文化共生社会を推進するにあたり重要な組織である。

- 日本語教室の数の増加
  - 外国出身者が在住する市町村への教室開設に向けた働きかけとそれに向けてのサポート
- 日本語教室の資質向上
  - 活動者向け研修会の実施を通じての人材育成
  - 福島大学日本語教師養成コースの一般向け公開講座の開設に向けた働きかけ

- 協働事業の実施を通じてのノウハウの移転
- 教室間のネットワーク網の構築

### ふくしま多文化共生サポーターの活動推進事業

ふくしま多文化共生サポーターは、県内各地に点在し機動的自発的に活動できる人材である。外国出身者との間の日本語という「言葉の壁」や偏見差別といった「心の壁」は、日常生活の至る所で発生するものであるから、その都度で機動的に活動するサポーターの存在は重要である。

一方、サポーターとして活動することは、外国出身者にとっては社会参画の第一歩となる場であり、地域住民にとっては外国出身県民の課題をじかに理解する場でもある。

#### ※ふくしま多文化共生サポーター

「ふくしま多文化共生サポーター」事業とは、本協会が平成17年度に開始したもので、外国出身者との間の言葉や心の壁を取り除くため日本語指導や通訳翻訳、国際理解などの分野で活動するサポーターを養成、登録し、必要な場面にサポーターを紹介または派遣する事業である。平成17年度の登録人数は46名、5つの出身国。

- ふくしま多文化共生サポーターの数の増加
  - 県内各地での養成講座の実施
- ふくしま多文化共生サポーターの資質向上
  - スキルアップのための講座の実施
  - サポーター間のネットワーク網の構築
- ふくしま多文化共生サポーターの活用拡充
  - 教育現場や市町村窓口での活用に向けた働きかけ
  - 活動に向けたコーディネートとそのフォローアップ
  - サポーター活用の頻度の高い機関へ向けてのサポーター活用から職員採用への働きかけ

### 持続可能な開発のための教育（以下、「ESD」という。）の普及事業

これまで、本協会では「国際理解教育」を「地球市民教育」という視点から取り組んできたが、この「地球市民教育」と密接に関係している「環境教育」「人権教育」「平和教育」など様々な教育を担っている機関や人材の取り込みが課題であった。

そこで、これらすべての教育の共通基盤の考えを持つ「ESD」を普及することで固定化しつつある国際理解教育の対象者及び担い手の裾野拡大を図ることで、より発展した国際理解教育を普及し、現在の時代潮流にあった人材の育成をめざす。

#### ※ESD

私たちが直面している様々な社会的課題を解決し、今世界を生きる人々から将来の世代までが安心して暮すことのできる社会、即ち「持続可能な社会」を実現していくために必要な力を育むための教育。ESDは、これまでの環境教育、開発教育、多文化共生教育、福祉教育、人権教育、平和教育などのすべての教育の要素を併せ持

ち、これらすべての教育をつないでいく教育。

- 情報や資料の収集提供
- セミナー・講座の開催
- 教材開発
- 担い手の育成
  - 担い手向け研修会の実施
  - 担い手間のネットワーク網の構築

#### (4) 事業の目標指数

本事業計画における重点事業の数値目標は、下記のとおりとする。

項目	平成 17 年度 (実数)	平成 22 年 度
市町村国際交流協会の設立率（設立数/市町村数）	49% (30 協会)	70%
日本語教室の市町村開設率（設立市町村数/外国人登録のある市町村数）	36% (22 市町村)	70%
多文化共生ホーター登録数率（登録者数/外国人登録者数）	0.36% (46 人)	1.5%
多文化共生ホーター活動率（活動延べ人数/登録者数）	27% (13 人)	50%
ESD 普及事業参加者数(累計)	—	250 人

## 6 今後の経営基本方針

### (1) 財源

#### 自己財源の増加

公益性の高い事業を行うゆえに収益性は期待されないものの、本協会が公益法人として健全で自立的な経営基盤を確保するために、自己財源の増加をめざす。

- 基本財産
  - 国債だけに頼ることなく、より利率のいい金融商品の購入も検討しながら、最大の運用益をめざす。
- 賛助会員
  - 様々な機会をとらえて本協会のPRを行い、賛助会員の加入を呼びかける。
  - 市町村国際交流協会については、市町村に還元される事業を実施し賛同を得ることで団体会員の増加を図る。
  - 企業等法人については、良質で公益性の高い事業を実施し賛同を得ることで団体会

員の増加を図る。

- 個人会員については、本協会が行う各種事業参加費において一般参加者との差を付けるなど非会員との差別化を明確にすることで、会員の増加を図る。

#### ■ 寄付金等

「うつくしま地球支援募金」だけでなく、その他にも良質な特定事業を展開することにより、寄付金や連携事業費を開拓し、寄付金等の拡充を図る。

#### ■ 負担金

各事業への参加費において、参加者に還元されるものであれば相応の負担を参加者に求める。

### 補助金・助成金・委託金等の獲得

補助金、助成金、受託事業に関しては、次の方針で努力する。

- 公益性の高い先導的事業を企画し、県の関係部署に取り上げてもらうことで、県国際交流グループをはじめとする様々な県関係部署からの補助金や委託金を確保する。
- 先導的事業を企画することで、(財)自治体国際化協会や県以外の多様な機関からの補助金や助成金の獲得を図る。

### 経費の削減

費用対効果の視点から効果の少ないと検証された事業の改善又は廃止を積極的に行うとともに、関係機関との協働事業の実施等により経費の削減に努める。

## (2) 組織体制

### 効果的な業務体制の確立

本協会の業務遂行に当っては、個々の職員の能力に負うところが多いことから、人的資源の効果的な活用が不可欠である。

- 自治研修センターや各種研修会への参加を通して職員の能力向上に努める。
- 給料、社会保険、年末調整等の庶務的業務は、効率性の観点から、他の県外郭団体と共同して業務の一元的委託の道を検討していく。
- 多文化共生に関しては、公益性の高い地域づくりの観点が強いことから、市町村職員の本協会出向を働きかけていく。
- 嘱託員、人材派遣職員、パートなど様々な雇用形態を積極的に活用していく。
- 専門性継続性を維持するため2名のプロパー職員枠を確保しつつ、さらなる増員にも努める。
- 経営的ノウハウを持つ職員の管理職ポストへの登用を図っていく。

### 理事・評議員等の役員体制の強化

本協会の設立当時の出損団体にこだわらず、より実質的議論ができる役員体制にしていく。

- 理事については、国際情勢に精通し地域に影響力のあるものを選出していくことで、その体制の強化を図っていく。
- 評議員については、定数 25 名を見直すとともに、本協会事業に関わる教育や労働、社会福祉、外国出身者、大学、NGOなどの各分野からの選出を積極的に行うとともに、役員を固定化することなくその社会情勢にあった見直しを図っていく。

### 3) 経営の目標指数

本経営計画における数値目標は、下記のとおりとする。

項目	平成 17 年度	平成 22 年度
賛助会費収入	161 万円 (見込み)	260 万円
総収入における自己財源率（県補助金・委託料以外の収入/総収入）	31% (平成 16 年度実績)	40%
常勤担当職員数	6 名	7 名